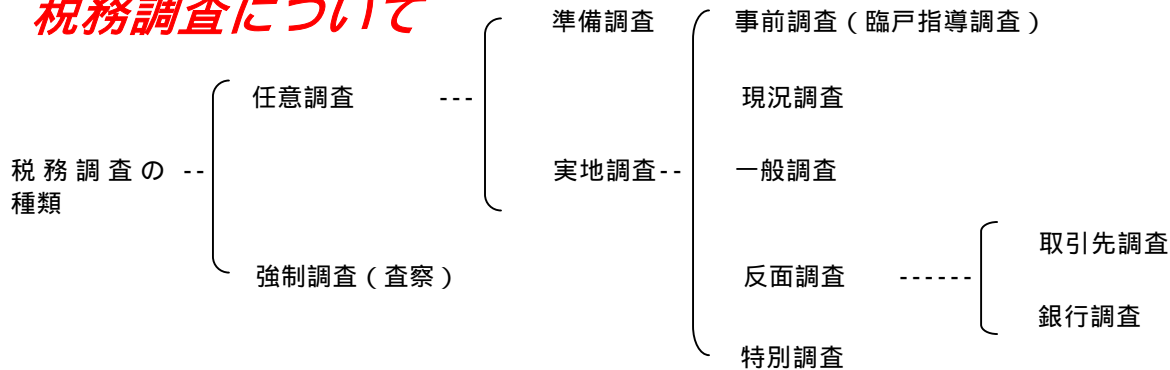




前略 いつもお世話になっております。事務所だよりの3月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

税務調査について



強制調査・・・「マルサの女」に出てくる様な調査で国税局が指揮し、時には100人以上の税務職員が動員されます。

準備調査・・・税務署に提出された申告書、その他の書類を分析、比較し、実地調査をすべきか否かを調査する。

事前調査・・・申告書提出前に行う簡便な調査。(についてのおたづね等)

現況調査・・・事前通知なしに行われる抜き打ち調査が大半で、現金の管理状況、金庫の検査、在庫品の実査などが行われる。不正容疑や証拠湮滅の危険のあるものについて実施される。

一般調査・・・調査対象に選定された納税者を対象に、その提出された申告書の信憑性を確認し、あるべき現物の確認・帳簿のつきあわせなどを行う。

取引先調査・・・その会社と取引のある他の会社の帳簿類を調査し、取引内容の突き合わせをする。

銀行調査・・・主にかくし預金等がないかについて、銀行その他の金融機関に資料の提出を求める。

特別調査・・・各国税局調査課の特調班または特調部門が行うもので、脱税容疑が顕著なものについて行われる。調査日数に制約がない厳密な調査が実施される。

税務署の実地調査では、「態度の悪い署員もいます」。調査理由もはっきり言わない場合がほとんどです。やわらかな世間話の中で調査に結びつくヒントを掴むように教えられています。以下の項目に注意し質問された点のみを答えることが賢明です。

- 常日頃は、記帳を定期的に行い、領収書等にも内容等を書いておくと良い、領収書は必ずもらうこととし、上様でない方が良い。また領収書のない経費は、更に詳しく事情を書いておく、事業に関する必要性、必然性を考え、全てが事業の為のものでない経費は、事業分を何%と書いて記帳する。売上は、アルバイト程度のもの、現金のもの、つきあいで書いたもの問わず、領収書発行したもの、通帳振込のものは必ず計上する。
- 既に申告してしまったが、売上の計上洩れ等に気がついた。又は、つきあいで領収書を発行してしまった(発行しないのが一番ですが)とき早急に当事務所へ連絡下さい!! 修正申告をしておいた方が結果的に安心、税金も安く済みます。
- 税務署から連絡が来たとき あわてて調査に応じず税理士に連絡して日程を決めたい旨伝え、電話番号、内線、部門名、担当者名を聞いてメモしておき、当事務所へ連絡下さい。
当事務所から税務署へ連絡し、調査理由、対象年度、調査日数、日時を問い合わせ先の皆様の都合を最優先して決めるようにします。(税務署の調査は任意調査であり、マルサではありません。協力するという事です。)
- 確認調査が終わっても安心できません。あとで、経費が不明ということで呼び出され、税理士の知らないうちに、そのときは国税だけを言われ納税し、市民税・県民税・事業税・加算税を含めると多額の税金を決めてしまった例もあります。納税者が認めてしまったら後の祭りです。
窓口は、当事務所がなりますので、「税理士に任せていますのでそちらに連絡して下さい」と伝えて下さい。
- 確認調査ではいろいろ聞かれますが、分からないことは、分からないと答え、聞かれたことだけ答えれば結構です。
税務署も、確実なものでないと課税する訳にはいかないのです。
- 多少の税金は、覚悟する余裕を持つ
税務署も出張して来るからには、多少の追加を期待している面もありましょう。また、人間のやっていることですから必ず問題の1つか2つは、できるものです。勿論修正なしの是認が一番で、努力しますが、なかなか難しい場合もあります。
当事務所の場合、3割ぐらいは是認です。また一度是認を取ると次回の調査までの期間が確実に長くなります。
しかし是認をあまり意識し、固執すると、不信がられたり数年後に再度調査される可能性もあります。また不安、心配が積みまわりますから、ある程度太っ腹になって下さい。
税務署は甘くはないが、主張することは主張する毅然とした態度で接する事です。